

No.	質問/ 意見・提案	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
1	質問	募集要項	3	第1	1	9)	①事業者の収入	工事監理労務費については、本業務は“人件費業務と認識をしておりますが”、出来高払いとされた背景をご教示ください。	事業者の提案に基づき修繕工事の実施方法やスケジュール等を決定することから、それに応じて変動する工事監理労務費は出来高払いとしています。
2	質問	募集要項	3	第1	1	9)	ウ 点検・診断業務費	要求水準書において、異常時点検は「点検実施の判断、事業者への連絡」を長崎県が分担することになっています。このため、異常時点検の費用は現時点で確定できないため、対価を事業契約書においてあらかじめ定めることが出来ないと思われます。本事業の公募にあたって、長崎県がどのように事業数量を考えているのかを開示してください。また、この数量は変更対象であると考えて良いでしょうか。	異常時点検のサービス対価については、現時点で設定できないため、予算計上しておらず、合理的な範囲内での追加変更を想定しています。なお、追加提案することを妨げるものではありません。
3	質問	募集要項	3	第1	1	9)	エ 詳細調査(診断) 業務費	要求水準書において、詳細調査(診断)業務は「点検・診断業務において、詳細調査が必要と判断された場合に詳細設計に必要なデータ収集を行う業務である」とされています。このため、本事業において点検・診断業務を実施しないと業務内容が確定できないため、対価を事業契約書においてあらかじめ定めることが出来ないと思われます。本事業の公募にあたって、長崎県がどのように事業数量を考えているのかを開示してください。また、この数量は変更対象であると考えて良いでしょうか。	詳細調査のサービス対価については、現時点で設定できないため、予算計上しておらず、合理的な範囲内での追加変更を想定しています。 要求水準書 添付資料3 設計委託成果報告書の直近の点検結果から想定される調査について提案することを妨げるものではありません。
4	質問	募集要項	9	第2	3		提案上限価格	価格算出の根拠(日付、物価指標、何の指標を基に算出されたのか)をご教示ください。	県が用いる土木工事標準積算基準書(R6.10)、積算資料、建設物価(いずれもR7.9の単価)、その他見積を使用しています。
5	質問	募集要項	9	第2	3		上限価格	提案価格については、人件費等消費税及び地方消費税相当額の対象とならないものも含めた価格(一律対象費用に10%を乗じるものではないと考えて)良いでしょうか。	提案上限価格は消費税及び地方消費税を含んだものとなります。
6	質問	募集要項	10	第2	4	1)	プロポーザル参加者の構成等	基本協定書(案)によれば、コンソーシアム構成企業以外の者が事業者(SPC)に出資する場合も認めていると理解しています。募集要項の「別紙1 契約スキーム図」にある下請け企業が事業者(SPC)へ出資する場合、この下請け企業はコンソーシアム構成企業では無い、別の扱いであると理解して良いでしょうか。	ご認識の通りです。
7	質問	募集要項	10	第2	4	1)	プロポーザル参加者の構成等	「コンソーシアムの参加企業」のうち、マネジメント企業、点検・診断企業、設計企業、工事企業(鋼構造)は、SPCに出資するものとされているが、基本方針(案)別紙1に示されるように「コンソーシアムの参加企業」以外の企業がSPCに出資することは可能でしょうか。	可能です。
8	質問	募集要項	11	第2	4	3)	プロポーザル参加者の 個別参加資格要件	⑤及び⑥において同一の構成企業より兼任とする場合、同一の技術者を配置することは可能と考えて良いでしょうか。	同一の技術者の配置は可能ですが、要求水準書P39に示す技術者の専任の要件を満たす範囲内となります。
9	質問	募集要項	11	第2	4	3)	プロポーザル参加者の 個別参加資格要件	⑤.キ、及び⑥.キの記載における工事期間中の技術者の専任については、修繕工事業務対象の大島大橋、伊王島大橋の2橋における現場工事実施期間中と考えて良いでしょうか。	要求水準書P39に示す技術者の専任の要件を満たす範囲内となります。
10	質問	募集要項	26	別紙2				主負担:○と従負担:△とは、どの程度の差異が生じるものなのか、事業者側のリスクの程度を考えるために具体的に提示(例示など)していただきたい。	別添資料5 事業仮契約書(案)を参照ください。
11	質問	募集要項	27	別紙2			物価変動リスク	参照すべき具体的な指標をご教示ください。	別添資料5 事業仮契約書(案)を参照ください。
12	質問	募集要項	28	別紙2			コスト(工事費、維持管理費) 変動リスク	修繕工事業務の実施に際し、地元関係機関との協議により予期せぬ費用が発生することが判明した際は、県負担と事業者負担について双方協議により決定するものと考えて良いでしょうか。	ご認識の通りです。
13	質問	要求水準書	2	第1	3		要求水準書の変更	業務内容等の変更が必要と判断した場合には、双方協議の上、要求水準書を変更できるものと記載があるが、どのような場合を想定しているのでしょうか。	県または事業者が変更が必要と判断した場合に協議を行います。
14	質問	要求水準書	2	第1	3		要求水準書の変更	「また、県は、その他事由により業務内容の変更が必要と判断した場合には、要求水準書の変更を求めることがある。」とあるが、「その他事由」にはどのような場合が想定されているでしょうか。	事象の発生に応じて都度判断することとなります。
15	質問	要求水準書	2	第1	3		要求水準書の変更	大規模災害等の不可抗力リスクの対象は7橋全橋が対象と考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
16	質問	要求水準書	3	第1	4		適用基準等	本事業に関連する各種法令等のうち、35)その他関係法令について、本ページの一行目にある「法令等」に準じ、政令やガイドライン、マニュアルなども含まれるとの認識で良いでしょうか。 また、どのようなものを適用するのかは、県と事業者が協議して決めていくことで良いでしょうか。	ご認識の通りです。
17	質問	要求水準書	8	第2	3		業務の内容	工事対象の2橋について、県は3次元点群データ等の測量データを取得されているでしょか。取得されている場合、事業者へ提供願います。	西海橋のみ点群等のデータ取得を行っています。 契約後、事業者へ提供します。
18	質問	要求水準書	9	第2	4		業務の範囲と役割分担	警察等の関係協議について、連絡や調整は県が行うとの認識でよいでしょうか。	原則として事業者側での対応を想定します。
19	質問	要求水準書	12	第2	6	1)	補助金申請手続き	「補助金申請手続きに係る書類作成を補助するもの」と記載があるが、どのぐらいの作業量を考えているのでしょうか。	新たな資料作成を求めるものではなく、既存資料の提供を想定します。
20	質問	要求水準書	12	第2	6	2)	維持管理事業の効果等の周知・PR	「県が実施する県民等への事業説明や対外的なPRに対して協力するもの」と記載があるが、どのぐらいの作業量を想定しているのでしょうか。	提案事項です。
21	質問	要求水準書	13	第2	10		保険の付保等	建設工事保険、組立保険又は土木工事保険、第三者賠償責任保険、労災保険等に加入することとありますが、これらの保険は当該業務や工事を実施する構成企業が加入すれば良いでしょうか。	当該業務に関与する構成企業、下請企業含め、必要な保険に加入してください。

No.	質問/ 意見・提案	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
22	質問	要求水準書	13	第2	10		保険の付保等	令和7年8月8日公表された「実施方針及び要求水準書(案)」に関する質問・意見等への回答の公表」では、「SPCは契約履行保証保険への加入が必須(契約保証金納付の代替)」とあります。SPCは契約履行保証保険に加入することは要求しないという理解で良いでしょうか。SPCに契約履行保証保険への加入を求める場合、保証保険額の提示をお願いします。	別添資料5 事業仮契約書(案)第71条を参照ください。
23	質問	要求水準書	13	第2	11	2)	秘密の保持	業務の履行上知りえた「内容」とは、秘密情報を指すものと理解しておりますが、その定義をお示しいただきたい。	本事業における業務履行を通じて入手した情報が対象となります。
24	質問	要求水準書	14	第3	1	2)	その他の部材・設備	県がこれまでに実施してきた維持管理内容や費用を具体的に示していただきたい。また、本業務に部材交換の費用が含まれているのか確認したい。	本業務に部材交換の費用は含んでいませんが、提案を妨げるものではありません。これまでの維持管理内容は、要求水準書添付資料をご確認ください。
25	質問	要求水準書	15	第3	2	1)	品質の維持・向上	業務実施において、事業者が採用する工法はNETIS等の登録があるなど、品質担保の根拠を提示する必要があるでしょうか。NETIS登録の新技術も、品質確保の根拠を提示した上で採用しても良いでしょうか。	新技術に関する提案において、品質面での根拠は示していただく必要があります。
26	質問	要求水準書	15	第3	2	2)	コストの縮減	業務実施において、事業者が採用する工法はNETIS等の登録があるなど、品質担保の上でコストが縮減できる根拠を提示する必要があるでしょうか。NETIS登録の新技術も、品質確保の根拠を提示した上で採用しても良いでしょうか。	新技術に関する提案において、品質面での根拠は示していただく必要があります。
27	質問	要求水準書	16	第3	3	2)	コストの縮減に関する効果検証	コスト縮減に関する効果検証を実施するためには、過去県が実施していた項目のコスト内訳が必要と考えます。開示いただくことは可能でしょうか。	これまでの維持管理内容は、要求水準書添付資料をご確認ください。
28	質問	要求水準書	17	第4	1	2)	①業務計画書の作成	「ク 災害時の対応及び想定外の事態が発生した場合の対応」は、事業者の責に帰さない場合は設計変更対象と考えてよいでしょうか。	ご認識の通りです。金額等の条件によっては別途発注となります。
29	質問	要求水準書	18	第4	1	3)	モニタリングのための定例会議の出席者	表-6に、「各業務責任者」の出席を求めるとあります。各業務責任者は、当該会議を実施する時に稼働している業務や工事の責任者が出席すれば良いでしょうか。	ご認識の通りです。
30	質問	要求水準書	18	第4	1	4)	業務報告	表一7の「定例会議資料」として想定される資料をお示しいただきたい。	表7に記載している通りの内容となります。
31	質問	要求水準書	19	第4	2	1)	① 業務全体のマネジメント	「業務全体のマネジメントを担う統括責任者を配置すること」とありますが、統括責任者は管理技術者と兼務しても良いし、又は管理技術者と別の者を立てても良いと捉えて良いでしょうか。	各業務に定める技術者要件を満たしていれば兼務も可能です。
32	質問	要求水準書	20	第4	3	1)	②維持補修管理計画(案)の提案	マネジメント業務の一つに「維持補修管理計画(案)の提案」があり、調査・設計・補修工事等の将来計画を盛り込む必要があります。設計や補修工事は実際に調査しないと計画できない内容と考えております。どのような内容を想定しているのでしょうか。時期や方針レベルで良いものかご教示いただきたい。	実際の業務を実施する中で、事業者としてのノウハウや知見を活かした提案を期待するものです。
33	質問	要求水準書	20	第4	5	1)	①利用者への情報提供	長崎県では利用者への情報提供を通常どこまで実施しているのでしょうか。	通常の決まりはないため、提案事項となります。
34	質問	要求水準書	21	第4	6	1)	情報管理業務	マネジメント業務の一つに「情報管理業務」があり、「長崎県橋梁維持管理システム」に登録データを整理・作成すると規定されております。この点に関し、 ①既存データの整理も含まれるでしょうか ②新たなシステムを開発して業務効率化を図ることは可能でしょうか。その場合を想定し、システムやデータの仕様を示してもらいたい ③新たに劣化進行や必要費用の推定・分析の情報も加えるとあるが、県のシステムを改修することになるが、それも業務に入るのでしょうか。その費用は県と事業者のどちらが支払うのでしょうか。	①本業務で発生するデータ登録作業の中で、既存データの整理・更新等が必要な場合は、その内容も含まれます。 ②新たなシステム開発の提案は可能ですが、本事業では想定しておらず、予算も計上していません。提案にあたっての仕様は、特に定めはありません。 ③収集・蓄積する情報をもとにした劣化進行や必要費用の推定・分析といった作業は想定しますが、既存のシステムの改修までは想定していません。
35	質問	要求水準書	22	第5	1	1)	①路面・道路工作物等の保守及び応急措置業務	左記①業務は、県が実施するパトロール等により異常が発見された場合、又は事業者自らのパトロールにより異常を発見した場合に、長崎県と協議して必要性を確認した上で実施するものであると考えてよいでしょうか。	作業の実施判断の手順はご認識の通りです。路面、道路工作物等の保守および応急措置(税込み100万円未満)は、大島大橋で4件/年、伊王島大橋で3件/年を想定しています。金額等の条件によっては別途発注となります。なお、実施内容等について、要求水準書に提示する内容以外の提案を妨げるものではありません。
36	質問	要求水準書	22	第5	1	1)	② 機械電気保守・点検業務	左記②のうち保守業務は、県が実施するパトロール等により異常が発見された場合、又は事業者自らのパトロールにより異常を発見した場合に、長崎県と協議して必要性を確認した上で実施するものも含まれると考えてよいでしょうか。	要求水準書 添付資料8 電気・機械設備関係書類に示す設備を対象として、法定点検などの保守点検を実施していただくものです。
37	質問	要求水準書	23	第5	2	1)	緊急補修	緊急補修の対応のために、事業者は資機材などを準備しておき、対応できるようにする等、条件があるのでしょうか。また、連絡又は事象を発見してから対応するまでの時間などは条件設定されず、事業者の提案に委ねると考えて良いでしょうか。また、このような緊急補修に対し、現状でだが、どのような手順で対応しているのか、資機材の準備の状況や、本事業でのそれらの資機材の活用有無等についてご教示いただきたい。	提案事項となります。現状は県から緊急で業者に依頼して対応しています。本事業においても、その対応方法は原則は変わりません。(要求水準書P10)
38	質問	要求水準書	24	第5	2	2)	① 作業の再委託を行う場合	SPCが、工事企業(一般土木)など構成員に作業を発注し、構成企業が作業の一部を下請け企業に再委託する場合は、①アの手続きは不要と捉えて良いでしょうか。	①アの手続きは必要です。

No.	質問/ 意見・提案	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
39	質問	要求水準書	24	第5	2	2)	②路面・道路工作物等の保守及び応急措置	100万円以上と記載があるが、税込みでしょうか。	税込みです。
40	質問	要求水準書	25	第5	3	3)	②機械電気設備の保守・点検	過去の実績より算出された点検費用を提示いただきたい。	要求水準書 添付資料8 電気・機械設備関係書類のとおりです。
41	質問	要求水準書	25	第5	3	3)	③点検結果に基づく補修等	過去の実績より算出された保守及び応急措置費用を提示いただきたい。	路面、道路工作物等の保守および応急措置(税込み100万円未満)は、大島大橋で4件/年、伊王島大橋で3件/年を想定しています。 金額等の条件によっては別途発注となります。 なお、実施内容等について、要求水準書に提示する内容以外の提案を妨げるものではありません。
42	質問	要求水準書	29	第5	3	2)	点検時期	第8 補修設計業務では、「2 1)業務の実施概要」において、既往資料や点検・診断業務及び詳細調査業務等による収集された情報を用いて補修設計を実施することとされています。また第9 修繕工事業務では、「第8 補修設計業務 1 4)にて作成された設計図書」に基づき、修繕工事を実施することとされています。 この場合、伊王島大橋は点検実施時期を前回点検の5年後ではなく、前倒して実施する必要があると考えていますが、点検時期は前回点検の5年以内であれば事業者の考えにより提案可能と考えて良いでしょうか。	点検時期は前回点検から5年以内で任意に設定していただいて構いません。
43	質問	要求水準書	30	第6	5		計画修繕工事以外の修繕等の提案	本業務内で新たに見つかった損傷に対する設計、工事は増工と考えてよでしょうか。	原則として、緊急性が認められるもの以外は、本事業での対応は予定していません。また、緊急性が認められるものでも、金額等の条件によっては別途発注となります。
44	質問	要求水準書	31	第7	1	1)	一般事項	詳細調査が必要と判断された場合に詳細設計に必要なデータ収集を行うと記載があるが、提案上限価格に含まれているのでしょうか。 大島大橋については、現時点において変位計測を測定するような業務が実施されているようだが、継続実施するのであればそれらの費用の計上が必要となります。それらの費用についても提示いただきたい。	詳細調査のサービス対価については、現時点で設定できないため、予算計上しておらず、合理的な範囲内での追加変更を想定しています。 要求水準書 添付資料3 設計委託成果報告書の直近の点検結果から想定される調査について提案することを妨げるものではありません。 大島大橋の変位計測の業務は継続実施していませんが、提案を妨げるものではありません
45	質問	要求水準書	35	第8	2	1)	③補修設計	補修設計が実施済みのものについては、その内容の精査を行うと記載があるが、設計費用として提案上限価格内に見込まれているのでしょうか。	提案上限価格内に見込んでいます。
46	質問	要求水準書	35	第8	2	1)	⑦計画修繕工事以外の修繕に対する設計	提案事項となっているため、提案上限価格内に含まれないという理解で良いでしょうか。また、提案が採用された場合、増工と考えてよいでしょうか。	ご認識の通りです。
47	質問	要求水準書	41	第9	1	11)	④契約不適合責任	事業者は、事業期間中の施設性能に対して、事業終了後2年間の契約不適合責任を負うとされています。これを踏まえると、契約が終了してもSPCは解散せず、2年間は継続させる必要があるという事でしょうか。	SPCの存続、解散を問わず、工事企業には2年間の契約不適合責任を負っていただくこととなります。(別添資料5 事業仮契約書(案) 別紙2)
48	質問	要求水準書	42	第9	2	1)	②塗装塗替工	補修塗装は指定塗装系を基本としますが、同様な品質を確保することを提示して協議したうえで、他の材料や工法を採用しても良いでしょうか。	提案事項です。
49	質問	要求水準書	44	第9	2	1)	②塗装塗替工	工 品質管理及び出来高管理 気温や湿度の管理ができれば、他の施工方法を採用しても良いでしょうか。	提案事項です。
50	質問	要求水準書	44	第9	2	1)	②塗装塗替工	オ 素地調整及びケレンダストの処理 PCBの有無など、他の産業廃棄物の含有有無を試験する必要は無いでしょうか。 また、低濃度PCBの処理は令和8年度末までと、対応可能な期間が迫っていますが、万一PCBの含有が確認された場合、R9年度以降は長崎県にて廃棄物を補完いただけると考えて良いでしょうか。	本事業の工事対象物にPCB含有はありません。
51	質問	要求水準書	46	第9	3	1)	採用となった緊急工事	採用となった緊急工事は設計変更の対象と考えて良いでしょうか。 また、この費用の支払いは当該年度の出来高に応じて精算されるのでしょうか。	設計変更の対象となります。 緊急工事分の支払いは、県と事業者の協議により、当該年度の支払額を決定します。
52	質問	要求水準書	46	第9	3	1)	緊急工事	採用となった緊急工事については、設計変更の対象という認識でよいでしょうか。	ご認識の通りです。
53	質問	要求水準書	47	第10	1	1)	一般事項	工事監理業務は、伊王島大橋、大島大橋それぞれで年間何人工を見込んでいるのでしょうか。 また、人工以外に計上しているものがあればご教示いただきたい。	事業者の提案に基づき行う修繕工事に応じての提案事項となります。
54	質問	基本協定書(案)	2	第5条	2		事業者の株主	事業期間中、代表企業が最大株主であることが維持できれば、株式の新規発行によるコンソーシアム内の出資比率の変更は可能でしょうか。	ご認識の通りです。
55	質問	基本協定書(案)	2	第5条	2		事業者の株主	上記が可能だった場合、その際の自治体様側での承認プロセスはどのようになりますか。	庁内での決済方法など、現時点では未定です。

No.	質問/ 意見・提案	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
56	質問	様式集	6	様式2-2			参加表明書	基本協定書(案)によれば、コンソーシアム構成企業以外の者が事業者(SPC)に出資する場合も認めていると理解しています。募集要項の「別紙1 契約スキーム図」にある下請け企業が事業者(SPC)へ出資する場合、この下請け企業はコンソーシアム構成企業では無い、別の扱いであると理解し、構成員として参加表明書へ記載する必要が無いと捉えて良いでしょうか。	ご認識の通りです。
57	質問	様式集	6 7 8	様式2-2 2-3 2-4			参加表明書 構成企業一覧・役割分担表 委任状	募集要項の「別紙1 契約スキーム図」にある下請け企業が事業者(SPC)へ出資する場合に、この下請け企業もコンソーシアム構成企業として扱う場合は、様式2-2、2-3、2-4において、この下請け企業の記し方についてご教示ください(構成企業ではなく、「その他」と記すなど)。	下請企業はコンソーシアム構成企業とはならず、参加資格審査書類の掲載の対象外となります。
58	質問	様式集	16	様式2-6	全ての構成企業	①	納税証明書	要請書では「直近1年の納税証明書」とありますが、決算中であり、取得可能な納税証明書が前事業年度分となります。前事業年度分の提出で差し支えないでしょうか。または、公告日より3ヶ月以内に発行された「未納がない証明」による代替は可能でしょうか。	ご認識の通りです。
59	質問	様式集	16	様式2-6	全ての構成企業	①②	納税証明書 印鑑登録書	入札参加資格名簿で受任営業所登録があり、受任営業所で応募する場合、納税証明および印鑑登録証は本社分でよろしいでしょうか。	本社の書類の写しの提出で問題ありません。
60	質問	事業仮契約書(案)	1	第1章	第3条		本事業の概要	「事業者は本事業に関連のない事業を行ってはならない」と規定されているが、プロポーザル参加者が提案書において提案した任意事業等は行ってもよいとの理解で問題ないでしょうか。	提案の有効性が認められ、採用されたものであれば、本事業との関連性を有するものと判断されます。
61	質問	事業仮契約書(案)	1	第1章	第3条		本事業の概要	事業者が遵守すべき契約図書には「要求水準書」及び「提案書等」以外はないとの認識で良いでしょうか。また、これらの契約図書に矛盾又は抵触等があった場合の優先順位をご教示いただきたい。	別添資料5 事業仮契約書(案) 第85条を参照ください。
62	質問	事業仮契約書(案)	2	第1章	第6条		条件変更等	募集要項等の内容と現場の状況に齟齬があることが判明した場合、県に対し書面による報告を行うこととされているが、報告するまでの期限はあるのでしょうか。	齟齬が判明した後、直ちに報告を求めるものです。
63	質問	事業仮契約書(案)	2	第1章	第7条		近隣対策	電波障害の発生は通常工事事物的に起因するものが多いと考えられるため、県にも合理的な範囲で対策にご協力いただくことは可能でしょうか。	募集要項P27 リスク分担表の第三者賠償リスクのとおりです。
64	質問	事業仮契約書(案)	3	第1章	第9条		第三者に生じた損害	事業仮契約第9条においては、第三者に損害が発生したときは、原則として事業者がその損害を負担するものとされており、一方で、募集要項27頁のリスク分担表上では、県の事情以外の事由により第三者に損害を与えた場合の賠償責任は主に県が負うこととされており、原則と例外が逆転しております(いずれもの責めに帰すことのできない事由による損害賠償の負担先が異なる)。募集要項の記載が正と考えてよいでしょうか。	別添資料5 事業仮契約書(案)の記載内容が優先となります。
65	質問	事業仮契約書(案)	13	第7章	第40条		事業者による完了確認	「対象橋梁」とは、事業仮契約書(案)別紙1では、7橋と定義されています。一方で、要求水準書8頁表ー2では、修繕工事業務の対象は2橋とされております。要求水準書の記載を正と考えてよいでしょうか。	修繕工事の対象は2橋で、事業の対象橋梁は7橋となります。
66	質問	事業仮契約書(案)	13～	第7章 ～	第13条、 第18条、 第23条、 第28条、 第33条、 第46条、 第54条		各業務の変更	各業務の変更について、「県の求める変更が、事業者の実施した業務の成果の誤りまたは内容の不足に起因する場合は、事業者が当該追加費用を負担する」とありますが、この「誤り」「不足」の判断基準や立証責任の所在について、ご教示いただけますでしょうか。	当該事象発生時の状況に基づく協議によります。
67	質問	事業仮契約書(案)	15	第7章	第49条		契約不適合責任	契約不適合の範囲について、「対象橋梁」にもともと存在する瑕疵は含まないという理解でよいでしょうか。	ご認識の通りです。
68	質問	事業仮契約書(案)	22	第11章	第65条		県の任意解除権	県の任意解除権が行使された場合、事業者が既に投下した費用(準備費用、初期投資、動員費用等)について、県による補償または買取りの規定はありますか。	別添資料5 事業仮契約書(案) 第67条第2項が該当します。
69	質問	事業仮契約書(案)	22	第11章	第67条		契約解除の場合の出来形部分 の 買取	第67条第2項において「第64条(県の債務不履行による契約解除)から第65条(法令等の変更又は不可抗力による契約解除)の場合」と記載がありますが、これは第65条(県の任意解除権)を含む趣旨でしょうか、それとも第66条(法令変更・不可抗力)の誤記でしょうか。	別添資料5 事業仮契約書(案)P23 第67条第2項 該当箇所の誤記を訂正させていただきます。 【誤】第65条(法令等の変更又は不可抗力による契約解除)の場合において、 【正】第66条(法令等の変更又は不可抗力による契約解除)の場合において、
70	質問	事業仮契約書(案) 別紙	別紙 1-1				用語の定義	「提案書等」とは、事業者が仮契約締結日までに提出したすべての書類という理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
71	質問	事業仮契約書(案) 別紙	別紙 4-4	5			サービス対価の改訂方法	物価変動の判定に使用する具体的な物価指数(建設物価、積算資料等)及び使用する品目・係数について、契約締結前に確定する予定でしょうか。	ご認識の通りです。
72	質問	事業仮契約書(案) 別紙	別紙 4-4	5			サービス対価の改訂方法	「県が積算に使用している物価資料等」について、具体的な資料名、参照時期、採用する指数の種類を事前にご教示いただけますでしょうか。	県が用いる土木工事標準積算基準書(R6.10月)、積算資料、建設物価(いずれもR7.9月の単価)、その他見積を使用しています。
73	質問	事業仮契約書(案) 別紙	別紙 4-4	5			サービス対価の改訂方法	事業者が物価変動による改定を請求できる期限(物価変動認識後〇日以内等)について、定めはありますか。	ありません。
74	質問	事業仮契約書(案) 別紙	別紙 4-4	5			サービス対価の改訂方法	協議開始から14日以内に協議が整わず県が改定額を定めた場合、事業者からの異議申立て手続きや期限について規定はありますか。	別添資料5 事業仮契約書(案) 第78条を参照ください。

No.	質問/ 意見・提案	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
75	質問	事業仮契約書(案) 別紙	別紙 4-4	5			サービス対価の改訂方法	SPC経費、金融費用、保険料等の間接費用は物価変動の改定対象に含まれますでしょうか。	SPC経費、金融費用、保険料等の間接費用については、物価変動の改定対象となりません。
76	質問	事業仮契約書(案) 別紙	別紙 4-4	5			サービス対価の改訂方法	物価変動の判定において、複数年度にわたって比較する基準年度は、契約締結日の属する年度(令和8年度)という理解でよろしいでしょうか。	事業者提案に基づく契約時点の金額が基準となります。
77	質問	事業仮契約書(案) 別紙	別紙 4-4	5			サービス対価の改訂方法	サービス対価A～Cの物価指数の考え方について、「別途の物価指数」として、毎年改定される設計業務委託等技術者単価や公共工事設計労務単価、毎月発行される建設物価なども含まれると考えてよいでしょうか。	ご認識の通りです。
78	質問	事業仮契約書(案) 別紙	別紙 4-5	5			サービス対価の改訂方法	サービス対価Dについて、実施数量に応じた金額を支払うこととし、サービス対価の改定は行わないとあるが、急激なインフレーション又はデフレーションを想定した改定の可能性があると考えてよいでしょうか。	原則、サービス対価Dの改定は想定しません。
79	質問	事業仮契約書(案) 別紙	別紙 6-1				法令変更による費用の負担割合	「本事業に典型的または特別に影響を及ぼす法令等の新設・変更」又は「消費税に関する法令変更」以外の法令の新設・変更についてはすべて事業者が負担すると定義されております。 ①本事業に典型的又は特別に影響を及ぼす法令等の新設・変更」の「法令等」は、要求水準書3頁「適用基準等」に定める「本事業に関連する各種法令等」と同義と考えて良いでしょうか。 ②法令変更による追加費用・損害の扱いについては、法令等の新設・変更のみならず「廃止」も含まれるとの理解で良いでしょうか。	ご認識の通りです。
80	質問	事業仮契約書(案) 別紙	別紙 7-1				不可抗力	「地震・風水害等」とは、災害対策基本法第2条1号に規定する「災害」(暴風、竜巻、豪雨、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、地盤の液化化、噴火、地滑りその他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発その他その及ぼす被害の程度においてこれらに類する政令で定める原因により生ずる被害)であるという理解でよいでしょうか。また、「疫病」も含まれるとの理解で良いでしょうか。	当該事象により発生した影響等を考慮し、都度判断することを想定します。
81	質問	各橋の維持管理要領書					付属資料 橋体観測	橋体観測に異常があった場合、緊急を要する事態が多いと推定されます。しかし、各橋の維持管理要領書には、制限値が明示されておりません。 別途内規等で設定されていれば、ご教示いただきたい。	制限値は規定していません。
82	質問	各橋の維持管理要領書					付属資料 橋体観測	ケーブル張力計測の計測方法に関する規定はないが、固有振動数計測による推定方法でこれまでも実施されていると考えてよろしいでしょうか。	要求水準書 添付資料3_設計委託成果報告書のとおり実施しています。
83	質問	各橋の維持管理要領書					近接目視点検の点検項目	維持管理要領書では、ダンパーは外観目視による評価のみが規定されております。動作確認の調査に関しては、本業務に含まれず、必要に応じて変更対象として考えてよいでしょうか。	提案事項となります。
84	意見	募集要項	9	第2	3		提案上限価格	提案上限価格算出の内訳を提示していただきたい。	内訳は非公表扱いとなります。
85	意見	募集要項	27	別紙2	12		物価変動リスク	以下のような複数の比較基準を設けることで、累積的な物価変動リスクへの対応を要望します。 改定の判定基準(例): 前年比較:令和N年度の指数平均と令和N-1年度の指数平均を比較し、±1.0%以上の変動 直近改定時比較:令和N年度の指数平均と直近改定時の指数平均を比較し、±1.5%以上の変動 初回改定:令和8年度の指数平均と令和N年度の指数平均を比較し、±1.5%以上の変動 ※上記いずれかに該当する場合に改定対象とする	現行の記載通りとします。
86	意見	事業仮契約書(案)	2	第7条	6		近隣等対策	工事を含む事業実施に際して関係諸機関との協議により補償費用等が発生した場合については県の負担としていただければでしょうか。	その時点での協議によります。
87	質問	募集要項	9	第2	3		提案上限価格	最低制限価格は適用されますでしょうか。	適用はありません。
88	質問	募集要項	10	第2	4	1)	プロポーザル参加者の構成等	⑥ コンソーシアム外への業務委託の禁止にて、「SPCから業務を受注できるのは、コンソーシアムの参加企業のみとする。」とありますが、弁護士、公認会計士、税理士、司法書士等、SPCの設立・運営等に関する業務は、コンソーシアムの参加企業以外に直接発注することはお認めいただけますでしょうか。	参加資格審査を要する業務(募集要項等に示す本事業の業務範囲)に關しての規定であり、その他業務については対象外となります。
89	質問	要求水準書	17	第4				マネジメント業務について、提案時に見込むべき数量等をお示し下さい。(応募者ごとに数量等の想定がことなること、公平な公募とならないため)。	提案事項です。
90	質問	要求水準書	18	第4	1	4)	業務報告	表一7の毎年度末提出の資料のうち、財務諸表、監査報告書は、SPCの決算処理・株主総会承認等に時間を要することから、翌年度6月末までの提出でよろしいでしょうか。	翌年度6月末までの提出で構いません。
91	質問	要求水準書	24	第5	2	2)	業務の実施概要	補修等の応急対応について、提案時に見込むべき数量等をお示しください(応募者ごとに数量等の想定が異なること、公平な公募とならないため)。	設備関係は、要求水準書 添付資料8_電気・機械設備関係書類のとおりです。 路面、道路工作物等の保守および応急措置(税込み100万円未満)は、大島大橋で4件/年、伊王島大橋で3件/年を想定しています。 金額等の条件によっては別途発注となります。 なお、実施内容等について、要求水準書に提示する内容以外の提案を妨げるものではありません。

No.	質問/ 意見・提案	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
92	質問	要求水準書	25	第5	3	3)	業務の実施概要	補修等の応急対応について、提案時に見込むべき数量等をお示しください(応募者ごとに数量等の想定が異なること、公平な公募とならないため)。	設備関係は、要求水準書 添付資料8 電気・機械設備関係書類のとおりです。 路面、道路工作物等の保守および応急措置(税込み100万円未満)は、大島大橋で4件/年、伊王島大橋で3件/年を想定しています。 金額等の条件によっては別途発注となります。 なお、実施内容等について、要求水準書に提示する内容以外の提案を妨げるものではありません。
93	質問	要求水準書	30	第6	4	2)	業務の実施概要	異常時点検について、提案時に見込むべき数量等をお示しください(応募者ごとに数量等の想定が異なること、公平な公募とならないため)。	異常時点検のサービス対価については、現時点で設定できないため、予算計上しておらず、合理的な範囲内での追加変更を想定しています。なお、追加提案することを妨げるものではありません。
94	質問	要求水準書	47	第10	2	2)	業務の実施概要	工事の品質管理について、提案時に見込むべき数量等をお示し下さい(応募者ごとの数量等の想定が異なること、公平な応募とならない為。)	事業者の提案に基づき修繕工事の実施方法やスケジュール等を決定することから、それに応じて変動する工事監理の数量等は提案事項となります。
95	質問	要求水準書	47	第10	2	3)	業務の実施概要	工事の完成検査について、提案時に見込むべき数量等をお示し下さい(応募者ごとの数量等の想定が異なること、公平な応募とならない為。)	事業者の提案に基づき修繕工事の実施方法やスケジュール等を決定することから、それに応じて変動する工事監理の数量等は提案事項となります。
96	質問	様式集	1	第1	2	1)	記載方法等	①の企業名、ロゴなどの記載について、再委託先や協力先など、応募者以外の企業名等は記載してよろしいでしょうか。	再委託先や協力先も含めて、企業を特定する記載は認められません。
97	質問	様式集	1	第1	2	1)	記載方法等	指定様式以外に、提案内容の確実性を担保するような書類(関心表明書等)の添付は認められますでしょうか。	別途添付ではなく、様式内に貼り付ける形としてください。
98	質問	様式 1-2					直接対話参加申込書	本事業は複数企業でコンソーシアムを組成し、また、業務範囲も多岐にわたることから、参加者は無制限(最小でも10名)として頂けますでしょうか。 また、会場の都合がある場合WEB会議にて参加する(機材等は事業者準備)ことを認めて頂けますでしょうか	現地参加は会場の都合により5人以内とし、WEB参加は無制限とします。
99	質問	様式集	2	第2	2		参加資格審査に関する書式	提出部数4部とありますが、正本1部、副本(押印様式や納税証明書等の添付資料は正本のコピー)3部でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
100	質問	様式集	7	様式2-3			構成企業一覧・役割分担表	貴県の入札参加資格申請を受任営業所で申請している場合、代表者・所在地・印鑑等は受任営業所のものでよろしいでしょうか。以下、すべての様式において同様です。	ご認識の通りです。
101	質問	様式集	7	様式2-3			構成企業一覧・役割分担表	参加表明までの期間短いことから、企業ごとに1ページで作成してよろしいでしょうか。	可能です。
102	質問	様式集	14	様式2-4			委任状	参加表明までの期間短いことから、企業ごとに1ページで作成してよろしいでしょうか。	可能です。
103	質問	様式集	16	様式2-6			全ての構成企業(代表企業含む)①・②	納税証明書・印鑑証明書は写しでも宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
104	質問	様式集	16	様式2-6			参加資格確認申請書添付書類	全ての構成企業(代表企業含む)②の「参加資格審査に使用する印鑑の印鑑登録証明書」について、貴県の入札参加資格申請を受任営業所で申請している場合で、営業所長印等を印鑑登録していない場合、印鑑登録証明書の提出は不要という理解でよろしいでしょうか。	印鑑登録証明書は本社分の提出で構いません。
105	質問	様式集	16	様式2-6			参加資格確認申請書添付書類	1社で複数の業務を担当する場合、重複する書類(建設コンサルタント(鋼構造及びコンクリート部門)に登録していることを証する書類など)は、参照箇所を間紙に記載するなどにより、1通とすることでよろしいでしょうか。	可能です。
106	質問	様式集	17	様式2-6			参加資格確認申請書添付書類	点検・診断企業②の「長崎県内に本社または営業所を有していることを証する書類」について、会社パンフレット等でのよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
107	質問	基本協定書(案)	2	第4条	1	(6)	事業者の設立	国内の多くのPFI事業でみられるよう、会計監査人の設置は事業者の任意として頂けますでしょうか。	会計監査人の設置は事業者の任意として構いません。
108	質問	事業仮契約書(案)	11	第35条			修繕工事業務の実施	本件工事は、伊王島大橋と大島大橋に分かれているため、第7章の規定は、各々個別に適用されるという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
109	質問	事業仮契約書(案)	16	第49条	5		契約不適合責任	請求の期限は、「事業期間の終了日から2年以内」でなく、各目的物の引渡しから2年以内として頂けますでしょうか。	現行の記載通りとします。
110	質問	事業仮契約書(案)	21	第63条	3		契約が解除された場合等の違約金	本事業は、契約期間が5年と長く、また、事業年度後半には引渡し済みの成果品・工事目的物等があることから、違約金の算定においては、各サービス対価の全額を基準とするのではなく、各サービス対価の各年度の金額を基準として頂けますでしょうか(多くのPFI事業で適用されている考え方)。	現行の記載通りとします。

No.	質問/ 意見・提案	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
111	質問	事業仮契約書(案)	22	第67条			契約解除の場合の出来形部分の買取	本事業は工事以外の業務も含まれることから、本条での出来形は修繕工事業務に限定することなく、すべての業務の出来形(履行済み業務)を対象として頂けますでしょうか。	工事以外の業務の完成部分も買取対象とします。
112	質問	事業仮契約書(案)	24	第71条			契約保証金等	本事業は、契約期間が5年と長く、また、事業年度後半には引渡し済みの成果品・工事目的物等があることから、契約保証金の算定においては、各サービス対価の全額を基準とするのではなく、各サービス対価の各年度の金額を基準として頂けますでしょうか(多くのPFI事業で適用されている考え方)。	各サービス対価の各年度のコを基準として契約保証金の算定を行うことで構いません。
113	質問	事業仮契約書(案)	26	第76条			経営状況の報告	取締役会や株主総会の議事録は、秘匿性の高い内容も含まれるため、提出不要として頂けますでしょうか。経営状況の確認であれば本条第1項の書類だけで十分かと思慮します。	契約時の協議により詳細を決定します。
114	質問	事業仮契約書(案)	別紙4-1	別紙4	1		サービス対価の構成と支払方法	サービス対価Aについて、平準化での支払いとなっていますが、SPC設立費等一時期に多くの支出が必要な費目も存在します。平準化ではなく、事業者の提案に応じた額をお支払いいただけますでしょうか。	契約時の協議により詳細を決定します。
115	質問	事業仮契約書(案)	別紙4-1	別紙4	1		サービス対価の構成と支払方法	サービス対価Bの補修設計業務費及び工事監理業務費並びにサービス対価Cの完了払いは、令和12年度でなく、伊王島大橋、大島大橋のそれぞれの補修設計完了年度または修繕工事完了年度として頂けますでしょうか。	業務、工事の実施時期は事業者の提案によるため、完了する年度に合わせて支払うこととなります。
116	質問	事業仮契約書(案)	別紙4-1	別紙4	1		サービス対価の構成と支払方法	サービス対価Dの提案時及び契約時の想定数量をお示ください。	機械電気保守・点検業務のみ数量を想定しており、その他は発生時点で追加予定です。想定数量は要求水準書 添付資料8 電気・機械設備関係書類を参照してください。 なお、実施内容等について、要求水準書に提示する内容以外の提案を妨げるものではありません。
117	質問	事業仮契約書(案)	別紙4-1	別紙4	1		サービス対価の構成と支払方法	修繕工事業務費のうち、設計が未実施のものについては、提案金額及び契約金額には含めないという理解でよろしいでしょうか。	設計が未実施の工事も含まれます。要求水準書 添付資料③_設計委託成果報告書をご参照ください。
118	質問	事業仮契約書(案)	別紙4-4	別紙4	5		サービス対価の改定方法	サービス対価Dについても、物価変動に応じた改定を適用していただけますでしょうか。	原則、サービス対価Dの改定は想定しません。
119	質問	事業仮契約書(案)	別紙5-5	別紙5	5	(1)	サービス対価の支払の減額	本事業は業務の範囲が多様でまた、その実施者も異なることから、減額ポイントの付与及び減額の算定はサービス対価の区分ごとに行われるという理解でよろしいでしょうか。	ペナルティ対象となる事象が発生した業務における当該年度分の出来高相当の額が減額対象となります。 ※別添資料5 事業仮契約書(案) 別紙5-6参照
120	質問	事業仮契約書(案)	別紙7-1	別紙7				公共土木施設災害復旧事業国庫負担法 第6条第1項に一箇所の工事とありますが、本事業においては、本事業全体を一箇所の工事とみなすという理解でよろしいでしょうか。	本事業全体を一箇所の工事とみなすのではなく、発生した事象に係る工事金額とご理解ください。
121	質問	募集要項	10	第2	4	1)	プロポーザル参加者の構成	①参加者の構成 ア (a)～(g)に記載の業務を担わない企業は「コンソーシアムの参加企業」として認められないという認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
122	質問	募集要項	10	第2	4	1)	プロポーザル参加者の構成	①参加者の構成 イ (b)に記載のコンソーシアム構成企業について、「コンソーシアムの参加企業」として本事業の業務を担わない企業はSPCへの出資を認められないという理解でよいでしょうか。	コンソーシアムの参加企業以外も出資は可能です。
123	質問	募集要項	10	第2	4	1)	プロポーザル参加者の構成	⑥において、「SPCから業務を受注できるのは、コンソーシアムの参加企業のみとする」とありますが、ここでいう「コンソーシアムの参加企業」は、プロポーザル参加時に本プロポーザルに参加した全ての構成企業を指すという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
124	質問	募集要項	10	第2	4	1)	プロポーザル参加者の構成	上記の理解が正しい場合、SPC設立後の事業実施段階において、プロポーザル参加時に組成したコンソーシアム(共同企業体)という形態を維持する必要はなく、各構成企業がSPCへの出資如何に関わらず、個別にSPCと業務委託契約を締結する形態で問題ないでしょうか。	ご認識の通りです。
125	質問	基本協定書(案)	2	第5条			事業者の株主	「コンソーシアム構成企業以外の出資者」とは、募集要項(p.10) 4 1) ① アに規定されている、本事業の業務を担う企業でマネジメント企業、点検・診断企業、設計企業、工事企業(鋼構造)に該当しない企業を指すという理解でよいでしょうか。もしくは本事業の業務を担わない出資者という意図でしょうか。	本事業の業務を担う企業でマネジメント企業、点検・診断企業、設計企業、工事企業(鋼構造)に該当しない企業を指すという理解です。
126	質問	募集要項	6	第4	4	1)	参加者の備えるべき参加資格要件	①参加者の構成 (b)に記載された各業務には、SPCに出資しない受託・請負企業としては参加できないという理解で良いでしょうか。 また④で企業数の上限は各業務2者までとなっていますが、2者ともSPCへの出資が必要という理解で良いでしょうか。	ご認識の通りです。
127	質問	募集要項	10	第4	4	1)	複数業務の禁止	同一者が複数業務を兼務する場合、配置技術者が各々の業務の要件を満たせば、同一人物を申請しても問題ないでしょうか。	同一の技術者の配置は可能ですが、要求水準書P39に示す技術者の専任の要件を満たす範囲内となります。
128	質問	募集要項	16	第4	4	3)	工事企業(鋼構造)(塗装)	申請する配置技術者が、他工事の受注により配置できなくなったとしても、実工事では、同様の実績を有する別の技術者を配置すれば問題ないでしょうか。	ご認識の通りです。
129	質問	募集要項	29	別紙2			リスク分担表(案)実施段階No.23	『利用台数』とは、22ページ 交通量(R3センサス)に記載のある 日当たり交通量を基準とすると考えて良いですか。	ご認識の通りです。
130	質問	募集要項他					申請書等への押印について	称号又は名称,所在地,代表者名は令和7年度長崎県入札参加資格者申請時に届け出た委任先の名称,所在地,受任者名で良いでしょうか。	ご認識の通りです。
131	質問	募集要項					工事企業,配置技術者の実績等を証する書類	・工事実績⇒コリズ登録あるものは,登録内容確認書のみで可。登録無いものは,契約書・函面・仕様書他工事内容を説明できる書類が必要 ・配置技術者の3か月以上の直接的かつ恒常的な雇用関係⇒監理技術者資格者証で良いでしょうか。	ご認識の通りです。

No.	質問/ 意見・提案	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
132	質問	要求水準書	14	第3	1	1・2)		修繕工事対象外の5橋について、本事業で実施する点検業務でⅢ判定が出た場合、県が別発注する補修設計、修繕工事に対応し、事業者にはⅢ判定を解消する責任はないということで良いですか。	ご認識の通りです。
133	質問	要求水準書	30,3 6,45	第 6,8,9			計画修繕工事以外の修繕等	提案⇒7橋が対象(30ページ) 修繕設計⇒2橋が対象(36ページ) 補修工事⇒2橋で実施した計画修繕工事以外の修繕設計のうち緊急工事のみ実施(45ページ)という認識で良いでしょうか。 若しくは緊急工事については、30ページに記載にしたがって行う提案とは、別でしょうか？	要求水準書P30の提案(7橋対象)は、5年点検結果に基づき「緊急性を要しない修繕の提案を行うことができる」ものであり、P45の必要と判断された場合の緊急修繕工事(2橋が対象)とは別物です。緊急修繕工事が必要と判断された場合の修繕設計は2橋が対象です。
134	質問	要求水準書	38,3 9	第9	1	2)	週休2日モデル工事における現場閉所について	38ページ⇒なお、当初は、費用を計上していないため、実績に応じて契約変更の対象とする。 39ページ⇒また、通期の・・・選択しなかった場合は、補正を減じた変更契約を行うものとする。 記載内容が整合していないように感じますので、ご確認をお願いします。	要求水準書P38 該当箇所の誤記を訂正させていただきます。 【誤】 修繕工事業務は、週休2日モデル工事(受注者希望型)として、通期の4週8休以上となる現場閉所を行うことを想定している。事業者 は週休2日を実施するか選択できるものとし、実施の有無および実施する週休2日のパターンについて、施工計画書の提出前までに県と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、当初は、費用を計上していないため、実績に応じて契約変更の対象とする。 【正】 修繕工事業務は、週休2日モデル工事(受注者希望型)として、通期の4週8休以上となる現場閉所を行うための費用を計上している。事業者 は週休2日を実施するか選択できるものとし、実施の有無および実施する週休2日のパターンについて、施工計画書の提出前までに県と工事打合せ簿により協議を行うものとする。なお、当初は、費用を計上していないため、実績に応じて契約変更の対象とする。
135	質問	事業仮契約書(案)	-	前段			5.契約金額	『物価変動による増減額並びに消費税及び地方消費税を加算した額の範囲内』と記載されていますが、増額要素として条件変更、法令変更、不可抗力、県の求めによる業務の変更等が本文中に記載されています。変更金額の上限を当初契約金額＋スライド額 と想定されているのでしょうか？	スライドによる契約額の増減については想定しておりますが、全体契約額は、県と事業者で協議します。
136	質問	事業仮契約書(案)	23	第11章	第67条	第2項		『なおこの場合、前項第2号を適用する』とありますが、仮設構造物を撤去するなど引渡しのために必要な措置を講じるために要した費用は、負担頂けるものと考えて良いですか。	提案金額に含むものとします。
137	質問	事業仮契約書(案)	別紙 4-5	5			物価指数の考え方	県が積算に使用している物価資料等の名称、及び物価資料等の基準日(年月)をご教示願います。	県が用いる土木工事標準積算基準書(R6.10)、積算資料、建設物価(いずれもR7.9の単価)、その他見積を使用しています。
138	質問	事業仮契約書(案)	別紙 7-1				『軽微なもの』	公共土木施設施設災害復旧事業国庫負担法第6条(第4,5号を除く)を準用するとありますが、第8『災害復旧事業以外の事業の工事施工中に生じた災害に係るもの』が『軽微なもの』とすると災害復旧事業以外の本事業では、不可抗力による増加費用及び損害の負担は、ほとんどが事業者負担になってしまいますので、第8号は適用されないという理解で良いでしょうか。	適用されます。
139	質問	見積書					事業遂行過程で必要性・仕様が確定する作業に係るする見積について	以下①～④については、見積範囲外でしょうか？ ①点検診断業務のうち計画修繕工事以外の修繕の提案及び異常時点検 ②詳細診断(調査) ③補修設計のうち計画修繕工事以外の修繕に対する設計 ④修繕工事業務のうち、計画修繕工事で設計図書が存在しない内容及び計画修繕工事以外の修繕等の提案	①から③は範囲外(提案上限価格に含まれない)となります。 ④については、 ・計画修繕工事で設計図書が存在しない内容→範囲内(提案上限価格に含まれる) ・計画修繕工事以外の修繕等の提案→範囲外(提案上限価格に含まれない)となります。 なお、すべてにおいて、提案を妨げるものではありません。
140	質問						資料開示依頼	長崎県殿が想定している本事業における工程表の開示をお願い致します。	公表資料に基づく、事業者側での提案事項となります。
141	質問						資料開示依頼	本事業の設計書(見積参考資料・工事数量総括表)の開示をお願い致します。	公表資料に基づく、事業者側での提案事項となります。
142	質問	募集要項	9	第2	3		提案上限価格	提案上限価格の根拠となる設計書等の開示をお願いします。	公表資料に基づく、事業者側での提案事項となります。
143	質問	要求水準書	37	第9	1	2)	特記事項	工事業務期間中の工事用電力は事業者の負担とするとの記載があります。大島大橋の点検、調査および修繕工事において、検査車は使用可能でしょうか。使用可能な場合、検査車の電力使用量をご教示願います。	検査車は使用可能です。仕様は、要求水準書 添付資料8 電気・機械設備関係書類に記載のとおりです。
144	質問	要求水準書	40	第9	1	7)	安全対策関係	表-12において全ての工種で3名/日の交通誘導員を計上しているとの事ですが、昼夜勤の別と昼夜それぞれの延べ人数をご教示願います。	公表資料に基づく、事業者側での提案事項となります。

No.	質問/ 意見・提案	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
145	質問	要求水準書	42	第9	2	1)	業務の実施概要	表-13における「既往成果の有無」の欄に●のない工種の工事費は、提案上限価格には含まれないと考えてよろしいですか。	「既往成果の有無」の欄に●のない工種の工事費は、提案上限価格には含まれます。
146	質問	要求水準書	42	第9	2	1)	業務の実施概要	表-13における「既往成果の有無」の欄に●がある塗装工事について、要求水準書添付資料③には作業足場等の仮設工の図面資料がありません。これらの仮設備の費用は提案上限価格には含まれないと考えてよろしいですか。含まれる場合は積算の根拠となる図面資料をご提示願います。	公表資料に基づく、事業者側での提案事項となります。
147	質問	要求水準書	42	第9	2	1)	業務の実施概要	表-13における検査車レール塗装について要求水準書添付資料③には塗装面積の数量根拠はありますが、足場等の仮設工の図面資料がありません。これらの仮設備の費用は提案上限価格に含まれないと考えてよろしいですか。含まれる場合は積算の根拠となる資料をご提示願います。	公表資料に基づく、事業者側での提案事項となります。
148	質問	要求水準書	42	第9	2	1)	業務の実施概要	表-13における主桁内部部分塗装について要求水準書添付資料③には塗装面積の数量根拠しかありません。塗替えが必要な損傷箇所は点在していると想像しますが、塗装塗替え費用の算出に当たり、施工箇所の点在による日当り施工量の低減は提案上限価格の算定に考慮されていますか。考慮されている場合、低減された歩掛を公表願います。	公表資料に基づく、事業者側での提案事項となります。
149	質問	要求水準書	42	第9	2	1)	業務の実施概要	表-13におけるケーブル補修について、要求水準書添付資料③にケーブル補修ステップ図がありますが、交通誘導警備員の配置が不明です。交通誘導警備員の延べ人数をご教示ください。また、ケーブル補修は全面通行止めにて施工されるので、全て夜間施工と考えてよろしいですか。	公表資料に基づく、事業者側での提案事項となります。
150	質問	要求水準書	42	第9	2	1)	業務の実施概要	表-13におけるゴムダンパー補修、フェアリング部上面漏水対策に関する要求水準書添付資料③の資料には、足場等の仮設工の図面資料がありません。これらの仮設備の費用は提案上限価格に含まれないと考えてよろしいですか。含まれる場合は積算の根拠となる資料をご提示願います。	公表資料に基づく、事業者側での提案事項となります。
151	質問	修繕工事数量総括表	1	伊王島大橋	一般土木	ひび割れ注入・断面修復	費用算出方法	①～⑪の10%の費用を計上と記載されていますが、本業務における点検、調査および設計の結果、これを上回る費用が必要となった場合は、協議可能と考えてよろしいですか。	県の想定として10%を計上しているものであり、提案金額を縛るものではありません。
152	質問	修繕工事数量総括表	1	大島大橋	その他	ひび割れ注入・断面修復	費用算出方法	①、②の10%の費用を計上と記載されていますが、本業務における点検、調査および設計の結果、これを上回る費用が必要となった場合は、協議可能と考えてよろしいですか。	県の想定として10%を計上しているものであり、提案金額を縛るものではありません。
153	質問	長崎県重点維持管理橋梁詳細点検(5年点検)業務委託(大島大橋)報告書						4-1編、第4-2編、第4-3編のみ公開されていますが、その他すべての「編」について、開願います。	本業務の提案に必要な点検結果以外の部分となるため、開示の予定はありません。
154	質問	長崎県重点維持管理橋梁詳細点検(5年点検)業務委託(大島大橋)報告書第4-3編	221～224	大島大橋ケーブルゴムカバー開封調査現地視察結果	3.意見	3-3.原因究明調査	その他	P222[その他]において「現況での高減衰ゴムダンパーの取り替えは不可」と記載されています。また、P224 3-3.原因究明調査において「現状では、ケーブルにどのような振動が発生しているか不明である。振動現象の把握と原因の推定を目的に詳細調査を提案する」と記載されています。 この詳細調査は事業者が実施すると同時に、修繕工事については学識経験者の承認を得た上で「部材製作・取付」が実施できるものと考えてよろしいでしょうか。	事業者の提案に基づき施工することを想定しています。現状は、要求水準書 添付資料3 設計委託成果報告書のとおり想定しています。
155	質問	事業仮契約書(案)	15	第46条 県による修繕工事業務の変更		第2項		【質問②】において、詳細調査を経て事業者が設計した内容に対し、学識経験者の意見により、設計内容が大幅に変更になる場合、事業仮契約書(案)[令和7年10月]第46条(県による修繕工事業務の変更)により、県は合理的範囲内で当該増加費用相当分を第56条記載のサービス対価とは別に追加負担するものと考えてよろしいでしょうか。	協議により必要と判断されれば変更契約の対象となります。
156	質問	募集要項	15	第2	4	3)	プロポーザル参加者の個別参加資格要件 ⑤ 工事企業(鋼構造)	配置技術者の申請人数に上限はありますでしょうか。ご教示ください。	1名となります。変更が生じる場合は同等の技術者の配置が必要となります。
157	質問	募集要項	15	第2	4	3)	プロポーザル参加者の個別参加資格要件 ⑤ 工事企業(鋼構造)	配置技術者は、工場製作の技術者と現場施工の技術者を申請すると考えてよろしいでしょうか。	現場施工の技術者で申請してください。
158	質問	様式集	16	第2	2	様式2－6	全ての構成企業(代表企業含む)①	全ての構成企業に提出を求めている”納税証明書(国税、長崎県税)(直近1年間の未納がないことが証明できるもの)”について、納税証明書(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明用)のみの提出で参加資格を満足するのでしょうか。	ご認識の通りです。
159	質問	様式集	16	第2	2	様式2－6	全ての構成企業(代表企業含む)②	全ての構成企業に提出を求めている”参加資格審査に使用する印鑑の印鑑登録証明書(発効日から3ヶ月以内のもの)”について、印鑑証明は、参加資格審査に関する書類に実際に押印する印鑑の登録証明と考えておりますが、お間違いないでしょうか。	印鑑登録証明書は本社分の提出で構いません。

No.	質問/ 意見・提案	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
160	質問	様式集	16	第2	2	様式2－6	全ての構成企業(代表企業含む)②	弊社は貴県との契約者として、社長より委任を受けた九州営業所長が担当しています。委任状を提出し、そこに押印をしています。入札参加資格も頂いています。 営業所長印鑑自体は登記してなく、また簡単に登記できません。 その場合、上記委任状に押印している営業所長印鑑を今回使用することで良いでしょうか。	印鑑登録証明書は本社分の提出で構いません。
161	質問	様式集	16	第2	2	様式2－6	全ての構成企業(代表企業含む)③	全ての構成企業に提出を求めている”令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録していることを証する書類”について、長崎県HPから閲覧できる「長崎県入札参加資格者名簿(令和7年3月14日公表)」の抜粋資料で参加資格を満足するのでしょうか。	ご認識の通りです。
162	質問	様式集	16	第2	2	様式2－6	全ての構成企業(代表企業含む)③	全ての構成企業に提出を求めている”令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録していることを証する書類”について、当社では今年度営業所移転・営業所長の変更がございました。長崎県HPから閲覧できる”入札参加資格申請後の変更届出に係る内容”からDLできる一覧表の抜粋資料で参加資格を満足するのでしょうか。	ご認識の通りです。
163	質問	様式集	16	第2	2	様式2－6	全ての構成企業(代表企業含む)③	全ての構成企業に提出を求めている”令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録していることを証する書類”について、営業所長の変更はR7.11に行われており、変更届出は提出しておりますが、長崎県HPの”入札参加資格申請後の変更届出に係る内容”にはまだ反映されていません。”令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録していることを証する書類”としては、提出済みの入札参加資格審査申請書記載事項変更届及び委任状の提出で、参加資格を満足するのでしょうか。	ご認識の通りです。
164	質問	募集要項	2	第1	1	8)	業務範囲	②維持補修業務に関しては、実施企業や資格要件について記載がないと思われるが、特段の指定はないため、参加グループ毎にコンソーシアム内のどの企業で実施してもよいという理解でよいか。	ご認識の通りです。
165	質問	事業仮契約書(案)	1	第1章	第4条		事業者の資金調達	一切の費用はすべて事業者が負担する旨の記載となっているが、一方で、別紙4の3には前金払に関する記載があり、矛盾が生じていないか。別紙4の記載の通り、前金払いは必要な手続きのもと支払われるという理解でよいか。	本事業はサービス購入型事業であり、発生する費用はすべてサービス対価として(前払金含め)県から事業者へ支払われますが、当該支払があるまでに負担しなければならない費用は事業者負担であるという趣旨です。
166	質問	事業仮契約書(案)	5	第2章	第14条	3	事業者によるマネジメント業務の変更	当初契約した金額からの変更は減額のみであり、如何なる理由があっても増額することは無いという理解になるのか？増額に関して、やむを得ない理由により協議にて県が承諾する場合においては、増額を認めていただきたく、技術的な工夫や検討による企業努力によって縮減を実現したものについては減額しない(事業者のインセンティブとなる)など、柔軟な対応をお願いしたい。そうでなければ、事業者側のリスクが大きく、斬新なアイデアや取り組みを疎外すると考えられ、本来の業務趣旨から逸脱することにならないか。(第3章～第8章も同様)	事業者提案に基づき契約を結ぶこととなりますが、その内容の変更(業務量の増減)が生じた場合には、マネジメント業務に限らず増減変更について協議をすることとなります。
167	質問	様式集	16	第3	(様式2-6)		参加資格確認申請書添付書類	全ての構成企業が対象となる②について、参加資格審査に使用する印鑑の印鑑登録証明書の提出について記載されている。弊社の場合は、本社印の委任先の支社もしくは支店の印鑑で対応しているが、印鑑登録証明書は本社印のものを提出し、提出書類の押印には委任先の印鑑を押印することで問題ないか。	印鑑登録証明書は本社分の提出で構いません。
168	意見	要求水準書	10	第2	4		業務範囲と役割分担	維持補修の業務項目について、事業者が実施する維持補修作業が記載されているが、通常のコンサル業務では実施しない内容であり、特定業者でないと内容や実施頻度、見積等が難しい項目であるため、過年度の業務報告書の開示や、関連資料の提供をお願いしたい。	設備関係は、要求水準書 添付資料8 電気・機械設備関係書類のとおりです。 路面、道路工作物等の保守および応急措置(税込み100万円未満)は、大島大橋で4件/年、伊王島大橋で3件/年を想定しています。 金額等の条件によっては別途発注となります。 見積等は、対応可能なコンソーシアム内の企業にて行ってください。
169	意見	要求水準書	14	第3	1		要求水準	1)2)ともに、県が今後予定する工事により判定や故障等が解消しないものは対象外となる旨の記載があるが、現在提供いただいている資料からは内容が不明である。本内容は提案書や見積書の内容にも関わるが、今後予定されている工事内容がわかる資料を貸与いただきたい。	1)については、要求水準書 添付資料3 設計委託成果報告書及び、添付資料⑦ 点検結果調書のとおりです。 2)については健全な状態であり、工事予定はありません。
170	意見	要求水準書	21	第4	6		情報管理業務	技術提案に関わる内容であるが、事業の効率化に資するデータの収集・蓄積を行うためには、すでに過年度業務で実施されているデータ(例えば、点群データや3Dモデル等)を把握する必要があるため、データの有無などがわかる資料の提供をお願いしたい。	西海橋のみ点群等のデータ取得を行っています。 契約後、事業者へ提供します。
171	意見	要求水準書	26	第5	5	1)	業務の実施概要	計画修繕工事以外の提案を行うことになっているが、現在提供いただいている資料からは内容が不明である。本内容は提案書や見積書の内容にも関わるが、今後予定されている工事内容がわかる資料の貸与をお願いしたい。	業務の中で提案していただくものであり、業務開始前に提案を求めているものではありません。
172	意見	要求水準書	33	第7	2	1)	③各種試験	必要となる各種試験は提案書や見積書の内容にも関わるものの、現在提供いただいている資料では過年度で既に実施されている調査等の内容が把握できないため、それらを把握できる資料の提供(例えば、過年度点検業務報告書一式の開示等)をお願いしたい。	詳細調査のサービス対価については、現時点で設定できないため、予算計上しておらず、合理的な範囲内での追加変更を想定しています。 要求水準書 添付資料3 設計委託成果報告書の直近の点検結果から想定される調査について提案することを妨げるものではありません。
173	質問	募集要項	10	第2	4	1)	① 参加者の構成(d)	「SPCは事業契約の仮契約の締結までに設立すること。」と記載がありますが、「別紙4 PFI事業者の確認書」についても、仮契約の前までに提出する必要がありますでしょうか。	SPCの設立後、速やかに提出してください。

No.	質問/ 意見・提案	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
174	質問	募集要項	11	第2	4	3)	プロポーザル参加者の個別参加資格要件	工事監理業務の担当者として海外の道路橋梁プロジェクトにおいて工事監理実績の豊富な技術者を配置することを検討しています。 個別参加資格の実績対象は「国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、又は公益法人が発注した業務・工事とする。」と記載がありますが、この場合における「国、特殊法人等～業務」について添付で示す独立行政法人国際協力機構による円借款事業は含まれるのでしょうか。	含まれません。
175	質問	募集要項	13	第2	4	3)	プロポーザル参加者の個別参加資格要件 ②点検・診断企業 ウ 県内の営業所	要件の1つとして、「長崎県内に本社または営業所を有すること。」と記載がありますが、「営業所を長崎県に有しているが、県外に本社を置く企業」の場合、本社も参加資格を有しておりますでしょうか。 もしくは、営業所のみが参加資格を有しているのでしょうか。	営業所のみとなります。
176	質問	募集要項	13	第2	4	3)	プロポーザル参加者の個別参加資格要件 ②点検・診断企業 キ 技術者の交代、兼務等に関する要件	「必要な資格および実績を有する場合、本事業の他の業務の配置技術者を兼務することは可能である。」と記載がありますが、下記の場合に兼務可能かご教示いただけますでしょうか。 例：点検・診断、工事監理2項目を兼務する構成企業1社が、資格を満たす1名を双方の業務に配置技術者として兼務させる。	問題ありません。
177	質問	募集要項	3	第1	1	9)	事業者の収入	ウ～キの各年度の支払いは一括で行うことと記載されています。一方、事業仮契約書(案)別添4-3「3.サービス対価の前払金に関する手続」では、サービス対価B及びCについては一定の前払金の請求ができる記載があります。前払金の有無は資金計画に影響しますので、前払金の適用を教えてください。	前払金については別添資料5 事業仮契約書(案)に記載の通り適用を予定しています。
178	質問	募集要項	9	第2	3		提案上限額	最低制限価格の設定はありますでしょうか？	ありません。
179	質問	募集要項	9	第2	4		参加者の備えるべき参加資格要件	ここに記載される「コンソーシアム構成企業」(＝SPCに出資する企業)と(様式2-2) 参加表明書にある「構成企業」は同義でしょうか？SPCに出資しない「コンソーシアムの参加企業(一般土木等)」がある場合、(様式2-2) 参加表明書の「構成企業」として記載すべきでしょうか？	同義ではありません。SPCに出資しない「コンソーシアムの参加企業(一般土木等)」がある場合は構成企業として記載してください。
180	質問	募集要項	12	第2	4	3)	プロポーザル参加者の個別参加資格要件	①オのマネジメント業務の統括責任者の実績要件における、橋梁(支間長200m以上)の新設又は補修設計業務(管理技術者)について、補修検討業務(管理技術者)の場合は実績となりますか。また補修検討業務に設計業務(伸縮装置等)を含む場合は実績となりますか	当該業務実績の内容による判断となります。
181	質問	募集要項	12	第2	4	3)	プロポーザル参加者の個別参加資格要件	企業や技術者の実績を有していることを証する書類について、CORINS及びTECRIS登録していない場合、契約書や発注者への提出書類の写しでよろしいでしょうか	問題ありません。
182	質問	募集要項	17	第2	4	4)	県への入札参加資格を有しない者の参加	現在長崎県の入札参加資格名簿への登録手続きを行っており、10/31に適正と審査されましたが名簿への登録は12/1となります。参加資格確認申請書添付書類(様式2-6)の令和7年度長崎県入札参加資格者名簿に登録していることを証明する書類としては何を提出すれば良いのでしょうか	入札参加資格名簿への登録手続きの際の資料と、適正と審査されたことがわかる資料を提出してください。
183	質問	募集要項	20	第3	3	2)	県による事業の実施状況、サービス水準の監視(モニタリング)	県等による会計監査的なモニタリングがあるのでしょうか。SPCからの業務発注について、公共積算を行い、その金額以下で契約する必要があるのでしょうか。そのことについて、確認がなされるのでしょうか。	SPCからの業務発注状況などについて、県による会計監査はありません。SPCの財務諸表等の提出による、財務状況のモニタリングは実施予定です。
184	質問	要求水準書	24	第5	3	1)	機械電気保守・点検業務	大島大橋検査車が、直近の点検結果では「故障中」となっています(「R4点検報告書 大島大橋令和4年度」P193)。 ①検査車は現在稼働しますか？ ②稼働しない場合、修理予定はありますか？ある場合、修理時期はいつですか？ ③稼働しない場合、レール点検、検査車レール塗装塗換工、橋体下面点検、等の見積もりは、検査車を使用しない前提で算出するのでしょうか？	検査車は稼働しています。
185	質問	要求水準書	24	第5	3	1)	機械電気保守・点検業務	大島大橋、主桁検査車の本体・床版点検(添付資料⑧ 電気・機械設備関係書類)で、検査車裏面は点検するのでしょうか？	提案事項となります。
186	質問	要求水準書	39	第9	1	5)	技術者の専任	修繕工事業務の「5)技術者の専任」に関して、工種に則した技術者の専任が規定されています。 ・その中で、一般土木の中には建設業の業種(鋼構造物工事業、電気工事業、舗装工事業)が異なるものがあり、その業種単位で契約形態に合わせた技術者を専任するという理解でよろしいでしょうか？	ご認識の通りです。
187	質問	要求水準書	42	第9	2	1)	本事業で実施する計画修繕工事	表―13のその他の欄にある、スカラップ部補修、ひび割れ注入、断面修復は、どの工種(塗装、鋼構造、一般土木)に含めても良いとのことでしょうか。	ご認識の通りです。
188	質問	要求水準書	42	第9	2	1)	本事業で実施する計画修繕工事	大島大橋の計画修繕工事業務で一般土木に「照明灯取替」が規定され、「道路照明施設設置基準・同解説平成19年10月」に準拠し実施とされています。 ・当該基準は改定され、改定版適用は2026.4.1以降に設置するものとなっています。よって、施行時は改定版に準拠し必要な見直しを行い実施することでよろしいでしょうか？	ご認識の通りです(事業開始時点における最新基準に基づき事業を行うものとする)。
189	質問	要求水準書	42	第9	2	1)	本事業で実施する計画修繕工事	大島大橋の計画修繕工事業務で対象となる照明灯取替の既往成果として設計委託成果報告書「照明灯取替工」があります。 ・この中の照明諸元表に記載された数値の設計条件は開示可能でしょうか？(建電協照明器具型式KCE150-3の光束値と既往成果の配置配線図に記載されている照明諸元表の値が相違するとともに、道路照明設置基準に規定される総合輝度均斉度、車線軸均斉度の値とも相違しており、設計条件の確認が必要と考えております) ・また、既往成果には施工数量が明示されていますが、施工後の照度測定等試験項目がありません。実施不要と考えていますがよろしいでしょうか？ ・加えて既往成果の数量計算集計表に照明ポールの見積単価が記載されています。鋼材価格は変動が激しいと想定しており、実施時点の単価を持って応募要領のリスク分担(案)の物価変動リスク対象として考えてよろしいでしょうか？	当該報告書は、提案金額を算定するための参考資料であり、実施内容については提案事項となります。

No.	質問/ 意見・提案	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
190	質問	事業仮契約書	1	第1章	第5条	1項	許認可及び届出	県と事業契約を行うSPCにおいては建設業許可は不要という認識でよいか。また、取得が必要な許認可等が想定されるのであればご教示願いたい。	ご認識の通りです。
191	質問	事業仮契約書	4	第2章	第13条	2項	県によるマネジメント業務の変更	第14条3項に基づき、マネジメント業務の変更を行う場合、増額分は事業者の負担となっている。この内容が県に必要と認識された場合。第13条2項に対象になると考えてよいか。	ご認識の通りです。 金額等の条件によっては別途発注となります。
192	質問	事業仮契約書	5	第3章	第16条	1項	第3者の使用	ここにある「維持補修企業」について「参加資格審査に関する書類」で言及されていませんが、資格要件の規定は無く、コンソーシアム参加企業であればよいという解釈で宜しいでしょうか？	ご認識の通りです。 金額等の条件によっては別途発注となります。
193	質問	事業仮契約書	6	第3章	第18条	2項	県による維持補修業務の変更	第19条3項に基づき、維持補修業務の変更を行う場合、増額分は事業者の負担となっている。この内容が県に必要と認識された場合。第18条2項に対象になると考えてよいか。	ご認識の通りです。 金額等の条件によっては別途発注となります。
194	質問	事業仮契約書	7	第4章	第23条	2項	県による点検・診断業務の変更	第24条3項に基づき、点検・診断業務の変更を行う場合、増額分は事業者の負担となっている。この内容が県に必要と認識された場合。第23条2項に対象になると考えてよいか。	ご認識の通りです。 金額等の条件によっては別途発注となります。
195	質問	事業仮契約書	9	第5章	第28条	2項	県による詳細調査(診断)の変更	第29条3項に基づき、詳細調査(診断)の変更を行う場合、増額分は事業者の負担となっている。この内容が県に必要と認識された場合。第28条2項に対象になると考えてよいか。	ご認識の通りです。 金額等の条件によっては別途発注となります。
196	質問	事業仮契約書	10	第6章	第33条	2項	県による補修設計業務の変更	第34条3項に基づき、補修設計業務の変更を行う場合、増額分は事業者の負担となっている。この内容が県に必要と認識された場合。第33条2項に対象になると考えてよいか。	ご認識の通りです。 金額等の条件によっては別途発注となります。
197	質問	事業仮契約書	15	第7章	第46条	2項	県による修繕工事業務の変更	第47条3項に基づき、修繕工事業務の変更を行う場合、増額分は事業者の負担となっている。この内容が県に必要と認識された場合。第46条2項に対象になると考えてよいか。	ご認識の通りです。 金額等の条件によっては別途発注となります。
198	質問	事業仮契約書	18	第8章	第54条	2項	県による工事監理業務の変更	第55条3項に基づき、工事監理業務の変更を行う場合、増額分は事業者の負担となっている。この内容が県に必要と認識された場合。第54条2項に対象になると考えてよいか。	ご認識の通りです。 金額等の条件によっては別途発注となります。
199	質問	様式集	4～3 8	様式			参加表明書等	参加資格審査に関する書類一式において、コンソーシアムに参加している受託・請負企業を含めて書類を作成し提出してよろしいか。	ご認識の通りです。
200	質問	様式集	2-4	様式			委任状	受任者(代表企業)の記載欄に代理人(担当者氏名)と代表企業(代理人)の欄がありますが、それぞれの定義を教えてください。また両欄とも押印は必要でしょうか	代表企業(代理人)の欄には代表企業の押印を、代理人(担当者氏名)の欄には窓口のご担当者名の記入および押印をお願いします。
201	質問	様式集	2-4	様式			委任状	委任状を複数枚(受任者(代表企業)と各構成企業毎)に分割することは可能でしょうか？	可能です。
202	質問	様式集	2-7	様式			資本的関係・人的関係調書	当該調書の提出はマネジメント企業だけで良いでしょうか	応募グループを構成する各企業(様式2－3に掲載する企業)すべてについて提出してください。
203	質問	様式集	2-8	様式			マネージメント企業に関する資格	「統括責任者」、「担当者」の候補者として複数名登録することは可能でしょうか	1名となります。変更が生じる場合は同等の技術者の配置が必要となります。 詳細は、募集要項のとおりです。
204	質問	維持管理要領書(大島大橋)	総則-8 巡回-3	表解1-5 3-3			点検部材一覧 巡回経路	巡回点検において桁内塔内照明の点灯状況を確認することが規定されています。 ・点検の結果、不点が確認された場合は報告を行います、その後のランプ交換等の作業は含まれるのでしょうか？ ・また、含まれる場合、蛍光灯は支給品となりますでしょうか？	巡回点検は業務対象外です。提案により実施することは妨げません。ランプ交換等は含まれていません。
205	質問	維持管理要領書(大島大橋)	総則-8	表解1-5			点検部材一覧	点検部材一覧表の航空障害灯、航路標識灯が「異常時点検」の対象となっています。 ・これは地震時に取付状況の遠望目視を行うことの解釈でよろしいでしょうか？ ・なお、当該設備は関係法令に則り設置された設備と思われ、「健全性の水準と維持管理の考え方」に規定される「供用期間にわたって機能を喪失しないこと」への対応は、設備障害(故障)時に即時対応(休日、夜間含み)することを指しているのでしょうか？	いずれもご認識の通りで、異常時点検、設備障害への対応の費用は契約変更対応となります。なお、それ以外の提案を妨げるものではありません。
206	質問	維持管理要領書(大島大橋)	総則-8	表解1-5			点検部材一覧	点検部材一覧表の「設備点検」について、航路標識灯及び高光度航空障害灯は点検表があり、設備の点検部位、点検項目、内容を確認することができます。 ・その他の点検対象設備は点検表がございませんが、点検基準(具体の点検項目・内容・基準値等)の開示等はされるのでしょうか？	要求水準書 添付資料8 電気・機械設備関係書類の「特記仕様書」に記載されている内容が対象業務となります。その他資料については、契約後必要に応じ開示を予定しており、記載内容に齟齬がある場合は、契約後調整させていただきます。
207	質問	維持管理要領書(大島大橋)	総則-8 設備-3	表解1-5 表解7-1			点検部材一覧 設備等の点検概要	点検部材一覧表の設備(保安検査)で航路標識灯(半年点検)、航空障害灯(1年点検)、主桁検査車(1年点検)とあります。 ・これは表解7-1の法令点検を指すのでしょうか？ また、上記解釈が正しい場合、表解1－5と表解－7の対象に相違がございますが、いずれの規定が正となりますでしょうか？ ・上記解釈と異なる場合は、「保安検査」とは、どういった種別の点検に該当するのでしょうか？	要求水準書 添付資料8 電気・機械設備関係書類の「特記仕様書」に記載されている内容が対象業務となります。その他資料については、契約後必要に応じ開示を予定しており、記載内容に齟齬がある場合は、契約後調整させていただきます。

No.	質問/ 意見・提案	資料名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	質問内容	回答
208	質問	維持管理要領書(大島大橋)	巡回－8 1年-10	3-5 4-5			主桁検査車の操作 主桁検査車の操作	「巡回－8 3－5 主桁検査車の操作」、「1年－10 4－5 主桁検査車の操作」で「検査者の操作方法について、道路管理者より指導を受けた者が操作を行う」とあります。指導時間は何時間でしょうか？また、受講人数や実施回数などの制限はあるのでしょうか？	特に規定はないため、事業契約後に協議を経て決定する予定です。
209	質問	維持管理要領書(大島大橋)	設備-3	表解7-1			設備等の点検概要	設備等の点検概要(表解7－1)の記載について ・設置数量や任意点検、設置場所等で「不明」となっている箇所が複数ありますが、別途情報開示されるのでしょうか？ ・加えて、同表内の出典元に記載されている「電気設備取扱説明書」について、該当する資料がございませんが、開示等頂けるのでしょうか？ ・それとも機器仕様書等を指しているのでしょうか？	要求水準書 添付資料8 電気・機械設備関係書類の「特記仕様書」に記載されている内容が対象業務となります。その他資料については、契約後必要に応じ開示を予定しており、記載内容に齟齬がある場合は、契約後調整させていただきます。
210	質問	維持管理要領書(大島大橋)	設備-3	表解7-1			設備等の点検概要	設備点検の実施内容について ・表解7-1に規定されている「任意点検」と「法定点検」の両項目を実施することになるのでしょうか？ ・また、任意点検の項目に記載された「要領書」とは維持管理要領書とは別に資料がございますでしょうか？(規定頁が維持管理要領書では確認できません)	要求水準書 添付資料8 電気・機械設備関係書類の「特記仕様書」に記載されている内容が対象業務となります。その他資料については、契約後必要に応じ開示を予定しており、記載内容に齟齬がある場合は、契約後調整させていただきます。
211	質問	維持管理要領書(大島大橋)	設備-3	表解7-1			設備等の点検概要	設備等の点検概要(表解7－1)の記載について 任意点検のうち、塔内エレベーター(1年点検)に”委託業者”の記載があります。委託業者の指定はあるのでしょうか？指定がある場合は別途情報開示されるのでしょうか？	ガデリウス・インダストリー㈱となります。
212	質問	維持管理要領書(大島大橋)	設備-3	表解7-1			設備等の点検概要	設備等の点検概要(表解7－1)の記載について 任意点検のうち、主桁検査車(1年点検)、高圧受電盤(定期点検)に”専門業者”の記載があります。専門業者の指定はあるのでしょうか？指定がある場合は別途情報開示されるのでしょうか？	業者の指定はありません。
213	質問	維持管理要領書(伊王島大橋)	電気-3	表解6-1			電気設備等の点検概要	表解6－1 電気設備等の点検概要の記載について 任意点検のうち、航路標識灯(法定点検)に”委託業者により年2回”の記載があります。委託業者の指定はあるのでしょうか？指定がある場合は別途情報開示されるのでしょうか？	業者の指定はありません。
214	意見	様式集	4～38	様式			参加表明書等	参加資格審査に関する書類一式において、代表企業及び構成企業で参加表明書を作成するようになっているが、コンソーシアムに参加している受託・請負企業を含めた参加表明を行わなければ、コンソーシアムの全体像を県へお示しすることができないと考える。受託・請負企業も含めた参加表明書の作成としてはどうか。	コンソーシアム構成企業、受託・請負企業ともに参加表明書への記載対象です。 ※募集要項の用語の定義をご確認ください。
215	意見	事業仮契約書	7, 9, 10, 15, 18	第4, 5, 6, 7, 8章	第24, 29, 34, 47, 55条	2項	事業者による〇〇〇〇業務の変更	事業者による業務の変更を行った場合の規程は、片務的と考える。 この条項であれば、事業者は増額となる業務も減額となる業務も提案することが不利益になる。 たとえば、点検結果等により不要となった調査や設計についても減額となるならば、そのまま実施することとなり、無駄となる。また、創意工夫により不要となった業務が減額となるならば、費用削減のインセンティブが働かない。 また、健全度に致命的な影響を及ぼさない業務については、LCC上で有利になるなどであっても実施しないことになる。	県が示しているのはあくまで提案上限額であり、その上限額の範囲内で事業者が提案した業務を実施していただく(県の積算により契約するものではない)ため、ご記載のような事態は想定していません。